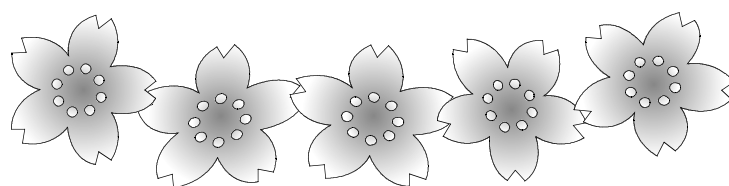


保存版

しゅう がく しょう れい ひ

就学奨励費のしおり



北海道真駒内養護学校

令和6年度版

このしおりは、本校在学中は保管願います。

とくべつ し えんきよういくしゅうがくしゅうれい ひ
特別支援教育就学奨励費とは？
【就学奨励費の目的】

特別支援学校等へ就学する児童生徒の特別な事情を考慮し、その就学に必要な経費の一部を家庭の経済状況等に応じ、国及び北海道が負担・補助する仕組みです。

保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、就学奨励事業を実施しています。

もくてきが い し しょう きん し こうてききゆう ふ
目的外使用の禁止と公的給付

就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的に支給されます。

目的外使用は禁止されています。

また、就学奨励費の支給対象の経費であっても、その部分について他からの給付（公的給付）を見児童生徒が受給している場合は、就学奨励費は支給されません。

し べん く ぶん
支弁区分について

就学奨励費を申請すると、支弁区分が決められます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済的状況（収入・居住地など）や家族構成（年齢・人数など）に応じて決定されます。

収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分の3つに区分され就学奨励費は支弁区分に応じた割合で支給されます。

※詳しくは、18～19ページ「Ⅱ 就学奨励費について（2）支弁区分について～支給の基準と対象となる方～」をご覧ください。

しゅうがくしゅうれい ひ
「就学奨励費のしおり」もくじ

特別支援就学奨励費とは？
目的外使用の禁止と公的給付
支弁区分について

1 ページ

I 就学奨励費の申請・手続きについて

1 提出書類の年間スケジュール

4 ページ

2 就学奨励費の各種申請について

5 ページ

(1) 1年間就学奨励費を受給するために4月に行う申請

4月に提出する書類について 新1年生

6～7 ページ

4月に提出する書類について 在校生

8～9 ページ

「一部辞退」「辞退」の手続きについて

10 ページ

6月に提出する書類について

11 ページ

(2) 領収書・レシートを提出する申請

領収書等の提出が必要な経費について（重要）

12 ページ

① 申請が必要な経費

12 ページ

① 申請方法

12 ページ

③ 領収書を申請の際に注意していただきたいこと

13 ページ

④ 申請から支給までの流れ

13 ページ

⑤ 申請書の受付期間と支払予定

14 ページ

～領収書は捨てないでください！！～

領収書等が提出が必要な経費についてのお願い

15 ページ

領収書を発行してもらう際の注意事項

16 ページ

申請書の記入例

17 ページ

Ⅱ 就学奨励費について ~~~~~

- 1 特別支援教育就学奨励費（就学奨励費）の目的 18 ページ
- (1) 支給になる経費 18 ページ
- (2) 支弁区分について～支給の基準と対象となる方～ 18 ～ 19 ページ
- (3) 申請（手続き）について 19 ページ
- (4) 支給の時期 ～いつから支給になりますか？～ 19 ページ
- (5) 支給の方法 ～どのような方法で支給されますか？～ 20 ページ
- (6) 目的外使用の禁止と公的給付 20 ページ
- 2 仮支弁区分（支弁区分が決まるまで）について 21 ページ
- 3 就学奨励費の精算（返納・追給）について 21 ページ
- 4 校長への受領等の委任（委任会計）について 22 ～ 23 ページ
- 5 学校給食費及び寄宿舎食費 24 ページ

Ⅲ 資 料 ~~~~~

- 資料 1 就学奨励費が支給となる経費 25 ～ 29 ページ
- 資料 2 特別支援教育就学奨励費の支給対象経費と割合等について 30 ページ
 - 限度額一覧・小学部 31 ページ
 - 中学部 32 ページ
 - 高等部 33 ページ
 - 学校生活における就学奨励費支給対象となる行事・物品等一覧 34 ページ
- 資料 3 実費申請の支給対象品目について
 - 寝具購入費 35 ページ
 - 日用品等購入費 35 ～ 36 ページ
 - 学用品・通学用品等購入費 37 ～ 38 ページ
 - 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 39 ～ 40 ページ
- 資料 4 五十音順 品目別支給対象・非対象品目早見表 41 ～ 45 ページ

I 就学奨励費の申請・手続きについて

1 提出書類の年間スケジュール

「特別支援就学奨励費」（就学奨励費）は保護者の皆様からの申請をもとに支給するため、**申請（書類を提出）**することが大切です。

就学奨励費に関係する手続き・提出書類の年間スケジュールは次のとおりです。この他に、交通費（通学・帰省に関すること）に関係すること（住居変更など）は変更の都度、書類の提出が必要です。

【1学期】

4月

就学奨励費受給申請に関わる書類一式を学校へ提出。

※手続き方法⇒ 新1年生 6～7ページと10ページ
在校生 8～9ページと10ページ
をご覧ください。



6月

世帯全員分の所得証明書（市町村・道民税証明書）を提出
（マイナンバーを4月に提出した場合は提出不要）
締切日⇒提出についての案内文書にてお知らせします。
※詳しくは11ページをご覧ください。



支弁区分決定後

8月

1学期分 領収書・レシートの提出が必要な経費の申請締切
※手続き方法等⇒ 12～17ページをご覧ください。
該当品目については35～45ページをご覧ください



【2学期】

11月

2学期分 領収書・レシートの提出が必要な経費の申請締切
※詳しくは12～17ページをご覧ください。



【3学期】

2月

3学期分 領収書・レシートの提出が必要な経費の申請締切
※詳しくは12～17ページをご覧ください。

2 就学奨励費^{かくしゅしんせい}の各種申請について

就学奨励費は大まかに次の3点の申請手続きがあります。

- ① 1年間就学奨励費を受給するために4月に行う申請手続き
- ② 交通費（通学費・帰省費）の申請
- ③ レシート・領収書等の証明書の提出が必要な経費を受給するために
行う申請手続き

(1) 1年間就学奨励費を受給するために4月に行う申請

新1年生 ⇒ 6ページへ ・ 在校生 ⇒ 8ページへ

4月上旬、保護者の皆さんには、就学奨励費を受給するための申請書類等の提出をしていただきます。

学校から配布されました「令和6年度特別支援教育就学奨励費の申請手続等について（お知らせ）」にあります書類一式を記入押印の上、提出期限までに学校へ提出してください。

(2) 交通費（通学費・帰省費）の申請

4月に提出する申請と一緒に、「自家用車利用願」・「交通機関利用届」・「自動車等利用願（業者・タクシー）」のうち該当するものを提出してください。また、交通費の申請書類は変更の都度、書類の提出が必要となりますので、学校（事務室）へ連絡してください。

☆次のようなケースが発生したときは届出（申請書の提出）が再度必要です。

- ア. 転居をした場合。
- イ. 通学・帰省の方法を変更した場合。
- ウ. 通学・帰省時に利用する自家用車を変更した場合。（買い換え等）

なお、そのほかの経費で書類が必要となる場合がありますが、その都度担当者より連絡します。

なお、就学奨励費は他の支援・助成制度と重複して支給することはできませんので、通学・帰省時にお住まいの市町村で行われている交通費助成利用をしている場合は就学奨励費の支給が調整されます。記入例は別紙「記入例綴」のとおりです。

(3) 領収書・レシートを提出する申請

就学奨励費の中で次の経費は、申請書とレシート・領収書等の提出により支給される経費です。申請については、12～17ページをご覧ください。

（限度額があります。詳しくは、31～33ページをご覧ください。）

領収書・レシート等の提出が必要な経費

「寝具購入費」（新1年生の寄宿舍生対象）

「日用品等購入費」（寄宿舍生対象）

「学用品・通学用品費等購入費」

「新入学児童生徒学用品費・通学用品等」

（新1年生のみ対象・生活保護受給者は調整があります。）

対象となる品目については、35ページより記載されている「対象品目一覧」をご覧ください。



4月に提出する就学奨励費の書類について (新1年生の場合)

就学奨励費の「支弁区分の決定」や「就学奨励費の支給額算定」のため、申請書類一式を4月に提出します。

提出期間(締切日)・提出先等は別途学校よりお知らせしている文書をご覧ください。

なお、書類の提出が遅れた場合や記入漏れ等があった場合は、支弁区分や支給額が正しく決定できない場合や事務手続き等が遅れる場合もあります。

書類の提出・作成についてご協力をお願いします。

〔提出書類について〕

就学奨励費は「申請する」・「(一部) 辞退する」等によって提出書類が変わります。

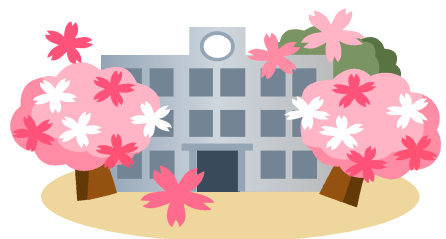
- 申請する ⇒ 7 ページ『1. 申請時に提出する書類』へ
- 一部辞退する ⇒ 10 ページ『2. 受給の一部辞退する場合の提出書類』へ
- 全て辞退する ⇒ 10 ページ『3. 受給を辞退する場合の提出書類』へ

し べ ん く ぶ ん

支弁区分とは・・・

保護者の世帯の経済的状況や家族構成に応じて計算され、収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分に決定されます。就学奨励費は、支弁区分に応じた割合で支給されます。

※詳しくは、18～19ページをご覧ください。



1. 申請時に提出する書類（入学した年の4月に提出・新1年生）

提出する書類	提出時の留意事項
収入額・需要額調書	前年の12月末日現在の状況を記入します。
個人番号届出書	個人番号確認のため、個人番号カード等の添付書類が必要です。
委任状	本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」を委任会計として取り扱っております。（委任会計の詳細については、「就学奨励費のしおり」の32～33ページをご覧ください。）
口座振替払申出書と通帳のコピー	就学奨励費（学校給食費・寄宿舍食費・教科用図書購入費以外）は保護者等名義の口座に振り込まれます。 通帳のコピーは必ず、 <u>金融機関・支店名・口座番号が記載されているページをコピー</u> し、添付してください。
通学（帰省）状況調査	自宅から学校までの通常の通学（帰省）方法を記入します。 ※自家用者利用の「通学証明書」を発行するためには、調査票で自家用者を利用している旨を届出している必要があります。
交通機関利用届	帰省、通学に公共交通機関を利用する場合は提出してください。
自家用車等利用願と車検証のコピー （A6サイズ的車検証は自動車検査証記録事項のコピーも必要）	帰省・通学に自家用車を利用する場合は提出してください。 学校～スクールバス停間の利用の場合も提出してください。 添付書類として、帰省・通学に利用する車の車検証（ <u>A6サイズの場合、自動車検査証記録事項も必要</u> ）のコピーを添付してください。
自動車利用願（業者・タクシー） （第三者に送迎依頼する場合）	帰省・通学の送迎を第三者（業者等）の自動車、またはタクシーを利用する場合（保護者が費用を負担している場合）は提出してください。 学校～スクールバス停間の利用の場合も提出してください。 添付書類として、利用する車の車検証（A6サイズ的車検証の場合、自動車検査証記録事項も必要）のコピーを添付してください。
帰省費支給に係る高速料金支給申請書	寄宿舍生で、帰省に高速道路を利用する場合は提出してください。
生活保護受給に関する証明書 （個人番号を届出した場合は不要）	生活保護を受給している世帯は世帯主（保護者）の方の受給証明書を提出してください。 居住する市区町村長による証明書を提出します。 なお、 <u>証明の日付は令和6年4月1日以降</u> としてください。
収入状況を確認するための書類	<u>世帯で収入のある方全員の、「令和5年分の源泉徴収票」または「確定申告書」のコピー</u> を提出してください。 なお、年金を受給されている方がいる場合は、年金受給額が確認できる書類のコピーを提出してください。 この書類に基づき仮の支弁区分を決定します。

※ 通学・帰省に各市町村で実施されている交通費助成を利用している場合は、助成金額の上限を超えた分を就学奨励費で支給します。「交通機関利用届」及び「自家用者利用願」に交通費助成使用状況を記入する欄がありますので、該当するものに○印を付けてください。（記入例を参考にしてください。）

※ 就学奨励費の支給を辞退される場合は、「辞退届」の用紙をお渡ししますので、事務までお知らせください。



4月に提出する就学奨励費の書類について (在校生の場合)

入学時の4月にも申請書類の手続きを行いました。が、「就学奨励費」は毎年、保護者の就学奨励費受給の意志確認が必要です。そのため、毎年4月に申請に関する書類一式を提出してください。

また、「支弁区分の決定」や「就学奨励費の支給額算定」を行うため、交通費等に関する書類を提出します。

申請書類・提出期間（締切日）等は別途、学校より連絡をします。ので、忘れずに書類を作成し提出してください。

なお、書類の提出が遅れた場合、記入漏れ等があった場合は、支弁区分や支給額が正しく決定できなくなり、事務手続き等が遅れてしまう場合もあります。のでご協力をお願いします。

〔提出書類について〕

就学奨励費は「申請する」・「（一部）辞退する」等によって提出書類が変わります。

- 申請する ⇒ 9 ページ『1. 申請時に提出する書類』へ
- 一部辞退する ⇒ 10 ページ『2. 受給の一部辞退する場合の提出書類』へ
- 全て辞退する ⇒ 10 ページ『3. 受給を辞退する場合の提出書類』へ



1. 申請時に提出する書類（^{しんきゅう}進級した年の4月に提出）

提出する書類	提出時の留意事項
収入額・需要額調書	前年の12月末日現在の状況を記入します。
個人番号届出書	前年度以前に提出したときと世帯員に変更がない場合は提出不要です。
委任状	本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」を委任会計として取り扱っております。（委任会計の詳細については、「就学奨励費のしおり」の22～23ページをご覧ください。）
通学(帰省)状況調査	※自家用者利用の「通学証明書」を発行するためには、調査票で自家用者を利用している旨を届出している必要があります。
交通機関利用届	帰省、通学に公共交通機関を利用する場合は提出してください。
自家用車等利用願と車検証のコピー （A6サイズの手検証は自動車検査証記録事項のコピーも必要）	帰省・通学に自家用車を利用する場合は提出してください。学校～スクールバス停間の利用の場合も提出してください。添付書類として、帰省・通学に利用する車の車検証（A6サイズの場合、自動車検査証記録事項も必要）のコピーを添付してください。
自動車利用願（業者・タクシー） （第三者に送迎依頼する場合）	帰省・通学の送迎を第三者（業者等）の自動車、またはタクシーを利用する場合（保護者が費用を負担している場合）は提出してください。学校～スクールバス停間の利用の場合も提出してください。添付書類として、利用する車の車検証（A6サイズの手検証の場合、自動車検査証記録事項も必要）のコピーを添付してください。
帰省費支給に係る高速料金支給申請書	寄宿舍生で、帰省に高速道路を利用する場合は提出してください。
生活保護受給に関する証明書	生活保護を受給している世帯は世帯主（保護者）の方の受給証明書を提出してください。居住する市区町村長による証明書を提出します。なお、証明の日付は4月1日以降としてください。
収入状況を確認するための書類	一昨年と昨年の収入が大幅に違う場合のみ、世帯で収入のある方全員の「源泉徴収票（前年の収入内容のもの）」または「確定申告書（前年の収入について申告したもの）」のコピーを提出してください。なお、年金を受給されている方がいる場合は、年金受給額が確認できる書類のコピーを提出してください。この書類に基づき仮の支弁区分を決定します。

※ 通学・帰省に各市町村で実施されている交通費助成を利用している場合は、助成金額の上限を超えた分を就学奨励費で支給します。「交通機関利用届」及び「自家用者利用願」に交通費助成使用状況を記入する欄がありますので、該当するものに○印を付けてください。（記入例を参考にしてください。）

2. 受給の一部辞退する場合の提出書類

提出する書類	提出時の留意事項
①辞退届	辞退届に保護者氏名等を記入・押印し、辞退の内容について、該当する箇所に○をつけて提出してください。
②収入額・需要額調書	前年の12月末日現在の状況を記入します。
③委任状	本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」を委任会計として取り扱っております。 (委任会計の詳細については、「就学奨励費のしおり」の22～23ページをご覧ください。)

3. 受給を辞退する場合の提出書類

提出する書類	提出時の留意事項
①辞退届	辞退届に、保護者氏名等を記入・押印し、辞退の内容について、「全て辞退します。」に○をつけて提出してください。





所得証明書・市町村民税 課税証明書の提出
(個人番号届出書を提出された方は提出不要)

6月中旬以降に「支弁区分」の正式決定のために、所得証明書（道民税・市町村民税証明書）の書類を学校に提出します。

支弁区分について

保護者の世帯の経済的状況や家族構成に応じて計算され、収入等の少ない方から、第1区分・第2区分・第3区分に決定されます。

就学奨励費は、支弁区分に応じた割合で支給されます。

※ 「支弁区分」については、18ページの「Ⅱ 就学奨励費について (2) 支弁区分について～支給の基準と対象となる方～」をご覧ください。

「支弁区分」は世帯全員の前年の所得を元に算出し決定しますので、所得がない場合も証明書の提出が必要です。

就学奨励費を全部辞退されている場合は提出が不要です。

※ 6月頃に改めて、提出期間・詳細について学校よりお知らせします。
4月の申請時には提出が不要です。

○ 6月中旬以降に提出する書類

提出する書類	提出時の留意事項
令和6年度（令和5年分） 所得証明書 もしくは 令和6年度（令和5年分） 所得（道民税・市町村民 税）課税証明書	<u>令和5年の1年間の収入に関する証明書</u>です。 前年12月末日現在の居住地の市区町村役場の窓口で発行されます。（令和6年6月中旬頃から発行可能となります。） 保護者と生計を同一にする家族全員分の証明書を提出してください。<u>無職の方でも0円の証明が必要</u>です。 ただし、乳幼児・小中学生・高校生（定時制・通信制は除く）は証明書の提出が不要です。 なお、市町村によっては<u>就学奨励費用であることを申し出ると発行手数料が免除される場合があります。</u>

領収書等の提出が必要な経費について（重要）

次の就学奨励費の経費は、保護者からの申請書とレシート・領収書等の提出が必要です。

① 申請が必要な経費

★ 寝具購入費

寄宿舍居住に伴い通常就寝に必要な寝具

新たに寄宿舍に入舎した寄宿舍生や、入舎後3年以上寝具を使用し、破損により使用に支障をきたした寄宿舍生が対象

★ 日用品等購入費

寄宿舍居住に伴い通常必要な日用品など。（寄宿舍生のみ対象）

★ 学用品・通学用品購入費

学用品や通学用品。

★ 新入学児童・生徒学用品等購入費

新入学のための学用品や通学用品。（新1年生のみ対象）

※各経費の該当品目は資料3（35～40ページ）をご覧ください。

② しんせいほうほう 申請方法

①にある経費はいずれも申請方法は同じです。以下、「学用品・通学用品購入費」の申請を例に説明します。

(ア) 学用品等を購入

（令和6年4月1日以降に購入したものが就学奨励費の支給対象となります。

申請ができる範囲につきましては、支給対象品目一覧をご覧ください。）



(イ) 「学用品・通学用品購入費申請書」に必要事項を記入。

（請求日・学部・学年・児童等生徒氏名・保護者署名・支出額・支出項目）



(ウ) レシート・領収書をまとめて封筒に入れる。

（購入した品物の名前が具体的にわからない場合は内訳に記入してください）



(エ) 学校（事務室）に提出。

③ 申請の際に注意すること

- (ア) レシート・領収書では具体的に何を購入したのか確認できない場合は、必ず余白に購入した品物等の名前を記入してください。
- (イ) 通信販売で購入した場合の手数料、送料は支給対象外です。また、ポイント、割引券等を利用して購入している場合の割引分も支給対象外です。（合計額からそれらを利用して支払った金額を引いた額が奨励費の支給対象額となります。）持ち帰るためのレジ袋も支給対象外となりますのでご注意ください。
- (ウ) 申請する予定の品物を購入される際には、可能な限りご自宅用の買い物とは分けて購入するようお願いします。
- (エ) 申請書が足りない場合は、事務室へご連絡ください。用紙をお渡しします。
※申請書をコピーし記入してもかまいません。
- (オ) 電子マネーやコード決済等のポイント付加のある支払方法である場合においては、令和6年4月1日より保護者が費用負担をしているものであれば就学奨励費の対象とできるようになりました。しかし、ポイントカード等の各種ポイントにより物品等を購入した場合は、支払ったポイント分が対象外となりますのでご注意ください。
- (カ) 商品券で購入した場合、令和6年4月1日より就学奨励費の対象とできるようになりました。ただし、一部の地域振興券などの「10,000円分の金銭負担により11,000円分の支払が可能」といったような、明らかに額面どおりの負担が生じていないものは対象外となります。

④ 申請から支給までの流れ

学校は書類を受付後、申請書の内容を確認します。その後、石狩教育局・石狩振興局の支出審査を受け、保護者の方の申し出のあった金融機関の口座へ支給となります。
第1区分は認定額の全額、第2区分は認定額の半額を限度額の範囲内で支給します。

なお、就学奨励費では、令和6年4月1日以降に購入した品物については支給対象になりますが、それ以前に購入した品物は対象外ですのでご注意ください。

（ただし、新入学の準備のため、4月以前に購入が必要な理由がある場合は支給対象としています。）

⑤ 申請書の受付期間と支給（予定）について

	第1回目 (1学期分)	第2回目 (2学期分)	第3回目 (3学期分)
申請書受付期間	R6年8月頃	R6年11月頃	R7年2月上旬頃
支給時期（予定）	9月下旬	12月下旬	3月下旬

※支給時期については予定のため前後する場合があります。



～ 領収書は捨てないでください！！ ～

領収書等の提出が必要な経費の申請についてお願い

学用品等の経費対象となる品物（就学奨励費のしおり35～40ページの資料3参照を購入したときは次の点にご注意ください。

注意1 レシート・領収書等は必ず保管しましょう。

➡ レシート・領収書等の証明書類がないと経費は支給されません。

注意2 レシート・領収書等に購入した品物名・使用目的をメモしておきましょう。

➡ 申請する時、経費の申請書にどの領収書を添付すれば良いか、わかりやすいです。

例えば・・・申請書を作成するとき・・・



レシートに、「シューズ 2,000 円」と印字されている。
たしか、学校で使うために買ったものだったけど、なんだったかな？
もう3ヶ月もたってわからなくなってしまった・・・

とならないように・・・

購入したその日のうちに、メモしておきましょう！すると・・・

「シューズ 2,000 円、えーっと、これは学校用の上靴」の領収書。

これは、「学用品・通学用品購入費」で申請しよう！



となります。面倒に思えますが、申請する時にわかりやすいです！

そのほか、寄宿舍用、作業学習用、体育の授業用等などが考えられますのでメモをしましょう。
あくまでも、学校での勉学・通学に必要なもの並びに寄宿舍生活に必要なものが対象ですので、
日常家庭生活で使用するものと混同しないようにしましょう。

注意3 領収書等購入した金額の内訳(内容・金額)を明確にしておきましょう。

➡ 奨励費の支出経費・購入した品物・金額が確認できないため、支給できない場合がありますのでご注意ください。

例えば・・・

一緒に多数の物品を購入した場合。
但し書きに「日用品代」「下着代」「洗剤代」等としか記載されていない領収書

※購入した内訳が分かるものと領収書を一緒に「保管する」か「内訳を記入」してもらいましょう。

☆ 領収書等を発行してもらう際の注意事項 ☆

保護者名を記入してもらってください。

領収書

北 太郎 様 様

金額 700 円

但し ノート2点、鉛筆3点の代金として

レシートも、添付してください。

上記金額を領収しました。
令和6年4月15日

(有)札幌商店 代表取締役 札幌 大 印

購入した品物のすべての内訳を具体的に記入してもらってください。

4月1日購入以降分からが対象となります。

領収印を必ず押印してもらってください。

(有)札幌商店
札幌市大通り南2丁目
011-618-XXXX
令和6年〇月〇〇日

ノート	¥200
ノート	¥200
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
鉛筆	¥100
合計	¥700
お預かり	¥1000
お釣り	¥300

☆ 領収書に不備がある場合、経費が支給できませんので、ご確認ください ☆

- 1 児童生徒の障害に応じた品目でない物は支給対象とはなりません。
- 2 「領収書」ではなく「レシート」である場合
→ 購入した品物がわかるようにしてください。
- 3 購入したものが不明確である場合（例：品代、日用品代としか記載されていない）
→ 何を購入したのか、具体的な内訳をお店で記入してもらうか、もしくは、余白に購入した品物を記入してください。
- 4 購入したものが明らかに生徒以外のものである場合
→ 男子生徒なのに女性用衣類を購入している場合等は支給できません。
- 5 支給品目が該当項目ではない場合
→ 資料3（35～40ページ）、資料4（41～45ページ）を参考の上、各経費に該当するものを申請してください。
- 6 購入月日が妥当ではない、または不明瞭である場合
→ 原則として、令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。

申請書の記入例

他の経費も同様に記入し、申請してください。

No. _____

令和○年度 学用品・通学用品購入費申請書

令和×年 ×月 ×日

北海道真駒内養護学校長 様

課 程 小学部 ・ 中学部 ・ 高等部

学 年 1 年

生徒等氏名 北 太郎

保護者等氏名 北 一郎

連絡先（屋） 〇〇〇－×××－××××

私は、令和○年度の学用品・通学用品購入のため、次の金額を支出したので、領収書等を添えて、次のとおり申請します。

1 支出額 ー金 **2,300** 円

支出項目

購入した学用品等の口欄に、チェック（レ）を記入してください。
金額等を証明する書類として、領収証またはレシートを貼付してください。

該品目にレ点してください

（ア）学用品購入費

- ☒ ノート、筆記用具等
☐ 副読本、練習帳、辞典類、体育用運動靴等
☐ 実験、実習用の材料、作業着等
☐ パソコンソフト等のIT関連の学用品等
☐ その他（具体的に： _____）

（イ）通学用品購入費

- ☐ 通学靴、通学用雨具、通学用上着
☐ その他（具体的に： _____）

3 レシート等 別添のとおり

① 領 収 書 〇 〇 様 金額 2,300円 ただし ノート、鉛筆代として 上記金額正に領収しました。 令和6年4月3日 〇〇商店 印

※下記は記入しないでください。

支弁区分	限度額(残額)	認定額
1・2	円	円

・申請する経費のレシート・領収書を添付してください。

・領収書に内訳が記入されていない場合は、余白に用途を記入してください。
例：体育ジャージ、通学用手袋 など

・支給対象外の物が含まれる場合は、支給対象の品物にマーカー等で印を付けるか、鉛筆で○印を付けてください。

・領収書等は令和6年4月1日以降のものを添付してください。

・品物の確認のため、問い合わせをする場合があります。

Ⅱ 就学奨励費について

1 特別支援教育就学奨励費（就学奨励費）の目的

特別支援学校等へ就学する児童生徒の特別な事情を考慮し、その就学に必要な経費の一部を家庭の経済状況等に応じ、国及び北海道が負担・補助する仕組みです。
保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的としています。

国及び北海道は、関係法令や事務処理等について規定を定め、就学奨励事業を実施しています。

（１）支給になる経費

通学費、給食費、教科書購入費、学用品等購入費、修学旅行費、寄宿舎居住費（寝具購入費、日用品等購入費、食費）、寄宿舎からの帰省費などがあります。

学部・学科・学年等により対象となる経費が異なります。

※詳しくは資料１（２５～２９ページ）をご覧ください。

（２）支弁区分について～支給の基準と対象となる方～

就学奨励費は、年間限度額の範囲内で保護者等が負担した実費に基づき、「支弁区分」に応じた割合で支給されます。

支弁区分は、保護者の世帯の経済状況（収入・居住地など）、家族構成（年齢など）に応じて決定され、収入等の少ない方から、第１区分・第２区分・第３区分の３つに区分されます。

各支弁区分の決定基準と支給割合は次のとおりですが、経費によって異なります。

支弁区分	支弁区分の決定基準	支給割合（原則）	備考
第１区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の １．５倍未満 または生活保護を受給している場合	支給限度額の範囲内で実費の全額	生活保護費受給の場合は調整の上支給します
第２区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の １．５倍以上２．５倍未満	支給限度額の範囲内で実費の半額	一部経費は支給割合が異なります
第３区分	世帯の収入月額が生活保護基準需要額の ２．５倍以上 または就学奨励費の一部の受給を辞退する場合	原則、支給はありません ※経費により支給になる場合があります。	一部経費は支給割合が異なります
※児童福祉施設等に入所して措置費・療育の給付を受けている場合は、原則として就学奨励費は支給されません。			

※ 世帯の収入月額～原則として前年の家族全員の収入の合計に基づき決定します。

支弁区分決定のためには、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」と世帯全員の収入状況を証明する書類（市町村・道民税証明書等）が必要です。

この調書等により、北海道教育委員会の委任を受けた校長が支弁区分を決定します。

☆例（モデルケース）

家族構成（前年の12月31日現在）※札幌市在住

父	43歳	会社員
母	42歳	パート
生徒（本人）	15歳	特別支援学校中学部3年
弟	12歳	小学6年生

生活保護基準需要額 255,961円 とします。

※ この生活保護基準需要額は、世帯の人数、年齢構成、居住の市町村等で金額が変わります。

年間所得 ※1 (世帯全員の収入の合計)	所得控除 ※2	収入額 年間所得－所得控除／12	収入額／需要額 (決定基準)	支弁 区分
300万円	50万円	208,333円	0.81倍	1区分
600万円	70万円	441,666円	1.72倍	2区分
900万円	90万円	675,000円	2.63倍	3区分

※1 「年間所得」とは、市・道民税証明書で証明されている所得額です。

※2 「所得控除」は市・道民税証明書で証明されている社会保険料、生命保険料、地震保険料の控除額です。

（３）申請（手続き）について

就学奨励費の受給を希望される場合は、年度ごとに校長に対し経費の受給の申請が必要です。毎年、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調査」等の書類を提出してください。

また、就学奨励費は実費に基づき算定し支給されます。そのため、保護者は実費を校長へ申請する必要があります。（一部経費については、保護者による実費の申請が不要です。）

保護者の申請がなければ、支給対象となる経費であっても就学奨励費は支給できません。

受給を希望される場合は、必ず受給の申請（４月にする手続き）と実費の申請（領収書等を提出する手続き）をしてください。

申請手続きについては、5 ページからの「就学奨励費の各種申請について」をご覧ください。なお、就学奨励費は、経費の全部または一部の受給を辞退することができます。

（４）支給の時期 ～いつから支給されますか？～

原則として就学奨励費は、**支弁区分が決定してから支給**されます。

支弁区分はマイナンバーによる所得情報もしくは例年6月中旬以降より市町村で発行される所得証明書（市町村・道民税証明書）に基づいて決定されるため、支弁区分が決定するまでの期間は就学奨励費の支給を一時保留することになります。

なお、仮の支弁区分の期間又は実費を確認する前に概算額で支給した場合は、後日、すでに支給された額と確定した額との精算（追給・返納）が必要となります。

※詳しくは21 ページをご覧ください。

（５）支給の方法 ～どのような方法で支給されますか？～

保護者からの申し出により、口座振替により支給します。

口座振替に利用できるのは、金融機関等の預金口座です。

口座振替の場合、支給予定日に金融機関での手続きを行うため、実際に保護者の口座へ入金されるまで日数がかかることがあります。

なお、申出口座の銀行・支店・口座番号等が統合などの理由で変更となる場合は、就学奨励費が振替出来ないケースも起こりますので、必ず事務室へ連絡してください。

（６）目的外使用の禁止と公的給付

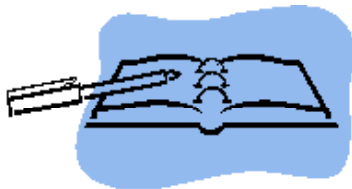
就学奨励費は、特別支援教育の普及奨励を目的に支給されます。

目的外使用は禁止されています。

また、就学奨励費の支給対象の経費であっても、その部分について他からの給付（公的給付）を児童生徒が受給している場合は、就学奨励費は支給されませんので学校へ申し出てください。

※ 特別支援教育就学奨励費についてのご不明な点については、北海道真駒内養護学校事務室 就学奨励費担当者までお問い合わせください。

（☎ 011-581-1782 ）



2 仮^{かり}支^し弁^{べん}区^く分^{ぶん}（支^き弁^{べん}区^く分^{ぶん}が決定^きまるまで）について

4月当初は、前年分（令和5年分）の所得額が確定していないため、支弁区分を決定することはできません。

原則として、支弁区分が決定されるまでは、就学奨励費の支給を保留することになりますが、学校給食費等いくつかの経費については、仮の支弁区分（仮支弁区分）を決定し、4月から先行して就学奨励費を支給します。

仮支弁区分は、在校生については前年度の支弁区分を、新入生については収入状況を確認するための書類（前年分の源泉徴収票等）を参考に決まります。

後日正式決定した支弁区分が仮支弁区分と異なる場合、つまり「支弁区分の変更」があった場合は、仮支弁区分ですでに支給した額と、正式に決定された支弁区分で本来支給すべき額との間に差額が生じますので、その差額の精算を行います。

例1 （仮）第1区分から（正）第2区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額を超えているので、その差額を返納（返金）していただきます。

例2 （仮）第2区分から（正）第1区分に支弁区分が変更

仮支弁区分ですでに支給した額が本来支給すべき金額に満たないので、その差額を追加して支給します。

支弁区分の変更に伴う精算が必要となった場合は、別途学校よりお知らせします。

3 就学奨励費^{せいさん}の精算^{へんのう}（返納・追給^{ついきゅう}）について

次の場合はすでに支給した就学奨励費と本来支給すべき金額との差額の精算が必要となります。

（1）年度途中で転入した場合。（「学用品・通学用品等購入費」「日用品購入費」）
年間支給限度額を12で割り、在籍した月数に応じて限度額を計算します。

（2）北海道教育委員会より通知される令和5年度の年間支給限度額（6月頃通知予定）
が、前年度から変更されており、支弁区分決定前に支払われた経費がある場合。
（例：見学旅行・宿泊研修で支払われた経費など）

就学奨励費の年間支給限度額および支給割合は、その年の6月頃に北海道教育委員会より通知されます。したがって、通知以前に就学奨励費を支給する際は、前年度の限度額等を参考に支給額を算定します。通知された限度額等が前年度と異なっていた場合は、その差額について返納が必要となります。

なお、精算が必要となった場合には、別途、学校よりお知らせします。

4 校長への受領等の委任（委任会計）について

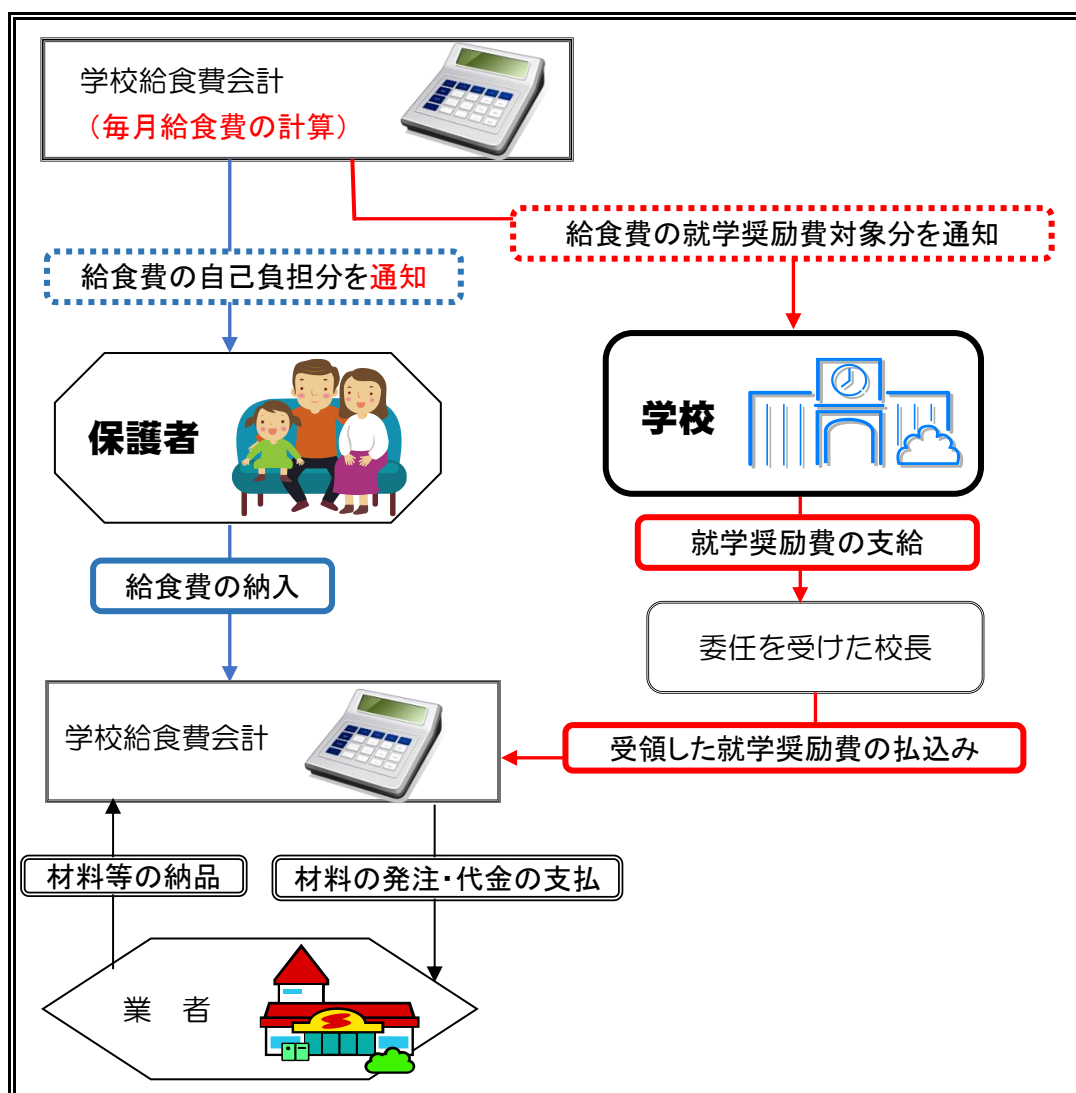
本校では「学校給食費」「寄宿舍食費」「教科用図書購入費」を保護者の皆様の負担を軽減するため、委任会計として取り扱っています。

就学奨励費は、本人への支給が原則となっていますが、「委任会計」では、委任を受けた校長がこれらの経費を保護者の皆様に代わって受領し、各会計へ払込みます。

保護者の皆様は、自己負担分のみを諸会費等とともに納入することとなり負担が軽減される仕組みとなっています。

「委任会計」の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

（１） 委任会計の流れ（「学校給食費」の例）



(2) 就学奨励費の支給額と保護者（自己）負担額について

「委任会計」の就学奨励費と保護者（自己）負担額は次のとおりです。

①学校給食費・寄宿舎食費

・第1区分

「学校給食費」「寄宿舎食費」は、全額が就学奨励費の支給対象です。
委任を受けた校長が代理受領しますので、保護者の方の口座へは入金されません。

・第2区分

「学校給食費」「寄宿舎食費」は、半額が就学奨励費の支給対象です。
支給される就学奨励費は、第1区分同様、校長が代理受領します。
残りの半額は、保護者負担となります。

※例えば、学校給食費の1食（1日）340円とした場合、半額の170円が就学奨励費から支給され、残り半額の170円が保護者負担となります。

・第3区分と就学奨励費辞退者

就学奨励費の支給対象とならないため、全額保護者負担となります。

※寄宿舎食費については、年間支給限度額があるため、限度額を超えた分は
支弁区分関係なく全額保護者（自己）負担となります。

②教科用図書購入費（高等部のみ）

・第1区分・第2区分・第3区分

教科用図書の購入代金が支給対象です。
※ただし保健体育の教科書代金は就学奨励費の対象外のため保護者負担です。
委任を受けた校長が代理受領しますので、保護者の方の口座へは入金されません。

・就学奨励費の全部の受給辞退者

教科用図書の購入代金は、全額保護者（自己）負担となります。



5 学校給食費及び寄宿舍食費

(1) 欠食^{けっしょく}について

学校給食は実施日の**2**週間前までに学級担任に連絡された場合、寄宿舍給食は実施日の**2**週間前までに寄宿舍担任に連絡された場合は、当該欠食中の学校給食費及び寄宿舍食費を徴収しません。寄宿舍食費の欠食については、朝食・昼食・夕食に分けて欠食の取り扱いをします。

(2) 寄宿舍食費の保護者負担について

寄宿舍食費には、支給限度額が設けられており、限度額を超えた分は、保護者等の負担となりますのでご了承ください。負担額が生じた場合の納入方法は別途通知します。

※なお、就学奨励費と保護者（自己）負担額について、23ページに記載しています。

参考1 《 令和5年度の寄宿舍食費支給限度額 》

小学部	148,850円	(2区分は半額)
中学部	148,850円	(2区分は半額)
高等部	139,750円	(2区分は半額)

参考2 《 令和5年度の給食費単価 》

	学校給食費	寄宿舍給食費		
		朝食	昼食	夕食
小学部	270円	250円	270円	400円
中学部	340円	310円	340円	450円
高等部	340円	310円	340円	450円

※ 保護者負担割合は、1区分＝ 0割 （奨励費で全額負担）
 2区分＝ 5割 （奨励費で半額負担）
 3区分＝ 10割 （奨励費の支給なし） となります。

就学奨励費が支給となる経費

就学奨励費の対象は次のような経費があります。

決定された支弁区分や学部・学年により対象となる経費は異なります。

詳しい経費の説明・算出等については資料2「特別支援教育就学奨励費の支給対象経費と割合等について」(30ページ～33ページ)をご覧ください。

① 教科用図書購入費 ～教科書代～

正規の手続きにより採択された教科ごとに各1種類の教科書の費用が対象となります。(保健体育の教科書は含まれません。)

○支給対象：高等部

○支給割合：1区分・2区分・3区分～実費

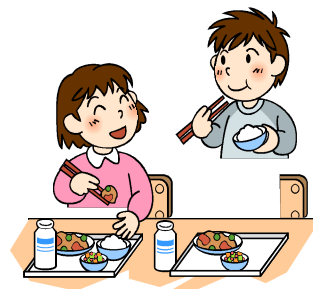


② 学校給食費 ～給食費～

保護者が負担する学校給食費の金額

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額



③ 通学費 本人(児童生徒)

児童生徒が特別支援学校へ通学するためにかかる経費。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費

④ 通学費 付添人(保護者)

保護者が児童生徒の通学に自宅から学校まで付添いにかかる交通費。

○支給対象：小学部1年生から3年生までの児童の保護者

小学部4年から専攻科まで肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者

○支給割合：小学部・中学部・高等部1年、2年の1区分・2区分・3区分～実費



⑤ 帰省費 本人(児童生徒)

寄宿舎に居住する児童生徒が、自宅へ帰省する際にかかる交通費。年間39往復以内。

○支給対象：小学部・中学部・高等部・専攻科

○支弁割合：小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費

⑥ 帰省費 付添人（保護者）

寄宿舎に居住する児童生徒が自宅へ帰省する際に保護者が付添う時に要する交通費。
支給限度回数は年間39往復以内。

○支給対象：小学部・中学部の児童生徒の保護者

肢体不自由養護学校高等部の生徒の保護者

○支給割合：小学部・中学部・高等部の1区分・2区分・3区分～実費



⑦ 現場実習交通費 本人（生徒）

教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合にかかる交通費。

○支給対象：中学部・高等部の生徒

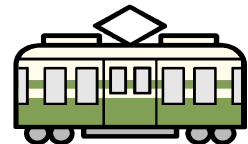
○支給割合：中学部・高等部の1区分・2区分～実費 3区分～実費の半額

⑧ 交流学习費 本人（生徒）

学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の交通費。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：小学部・中学部・高等部の1区分・2区分～実費 3区分～実費の半額



⑨ 寝具購入費（寄宿舎居住に伴う経費）

寄宿舎で生活するために通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）
購入の費用。新たに入舎する時および3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの。
支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

☆支給対象品については35ページをご覧ください。



⑩ 日用品等購入費

寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。

洗面用品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

☆支給対象品については35～36ページをご覧ください。



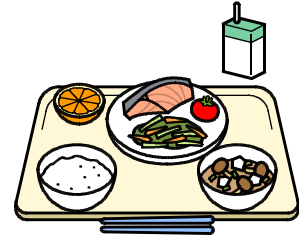
⑪ しょくひ 食費

寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額



⑫ しゅうがくりようひ ほんにん じどうせいと 修学旅行費 本人（児童生徒）

小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料等の額。

均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行損害保険料等も含まれます。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

⑬ しゅうがくりようひ つきそいにん ほごしや 修学旅行費 付添人（保護者）

学校長の要請により修学旅行に付添う保護者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料等の額

※対象経費は修学旅行の本人経費に準じます。なお支給限度額があり各学部ごとに違います。

○支給対象：肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者

○支給割合：1区分～実費、2区分～実費の半額



⑭ こうがいかつどうとうさん かひ ほんにん じどうせいと 校外活動等参加費 本人（児童生徒）

(ア) こうがいかつどう 校外活動費

教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。

(イ) しゅくはくせいかつくねん 宿泊生活訓練費

学校行事として実施される宿泊生活訓練に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。

※支給限度額があり、各学部ごとに異なります。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支弁区分：1区分～実費 2区分～実費の半額



⑮ こうがいかつどうとうさん つきそいにん ほごしや 校外活動等参加費 （付添人・保護者分）

(ア) こうがいかつどう 校外活動費

教育計画上、保護者参加の活動である場合や教育課程の一環として、学校外に

教育の場を求めて行われる学校行事に学校長の要請で、活動に参加する児童生徒の付添いに直接必要な交通費・見学料の額。

しゅくはくせいかつくんれん
(イ) 宿泊生活訓練費

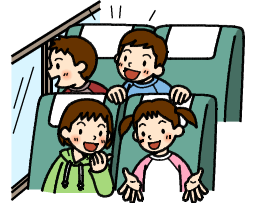
学校長の要請により宿泊学習に付添う保護者経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料等の額。

※支給限度額があり各学部ごとに違います。

○支給対象：幼稚園・小学部 1 年生から 3 年生までの児童の保護者

小学部 4 年から高等部まで肢体不自由養護学校の児童生徒の保護者

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額



げんばじっしゅうしゅくはくひ
⑩ 現場実習 宿泊費

生徒が教師の指導の下に学校外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の宿泊費の額。

※支給限度額があり、各学部ごとに違います。

○支給対象：高等部

○支給割合：1 区分～実費 2 区分～実費の半額



がくようひん つうがくようひんこうにゆうひ
⑪ 学用品・通学用品購入費

学校生活及び通学のために必要なための学用品・通学用品で保護者が負担した経費。領収書またはレシートの提出が必要です。

限度額は各学部ごとに違いますのでご注意ください。

☆限度額は 31～33 ページで在学する学部をご覧ください。経費は次のとおりです。

がくようひんこうにゆうひ
(ア) 学用品購入費

児童生徒が通常学校生活・学習で必要とする学用品購入の額。

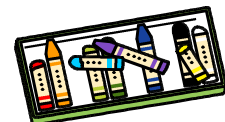
ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴
実験・実習用材料、作業衣等。

☆ 該当品目については 37～38 ページをご覧ください。

※原則として、在籍日数がない場合は支給できません。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1 区分～実費、2 区分～実費の半額



つうがくようひんこうにゆうひ
(イ) 通学用品購入費

児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。

靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）

服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等



の上着類

☆該当品目については **38** ページをご覧ください。

※通学の実態がない場合は支給できません。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

☆ あいしいてい き き こうにゆうかさんがく ICT機器購入加算額

高等部入学時、学校が学用品としてICT機器を必要と認め購入した場合、学用品・通学用品購入費の限度額に加算されます。

※日常生活上使用する機器は支給対象となりません。

限度額は、**33** ページをご覧ください。

○支給対象：高等部

○支給割合：1区分・2区分・3区分～実費

⑱ しんにゆうがく じ どうせい と がくようひん つうがくようひんこうにゆう ひ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

入学するにあたって児童生徒等が通常必要とする学用品・通学用品購入の額。

制服・通学用品（カバン・ランドセル・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの。

☆該当品目については **39～40** ページをご覧ください。

限度額は各学部ごとに違いますのでご注意ください。

☆限度額は **31～33** ページで在学する学部をご覧ください。

※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。

○支給対象：小学部1年生・中学部1年生・高等部1年生で4月に就学した生徒。

○支弁区分：1区分～実費 2区分～実費の半額



⑲ かくだいきようさい ひ 拡大教材費

弱視等の小学部・中学部の児童生徒が学校が認めた授業において使用する拡大教材購入費の費用です。

○支給対象：小学部・中学部

○支給割合：1区分～実費 2区分～実費の半額

⑳ がくしゅうつうしん ひ オンライン学習通信費

学校が必要と認めたオンライン学習の通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用も含む）。

○支給対象：小学部・中学部・高等部

○支給割合：1区分～実費

特別支援教育就学奨励費の支給対象経費と割合等について

令和6年度の支給限度額等は6月頃に北海道教育委員会より学校長へ通知されます。

支弁区分決定とあわせて、学校より決定した支給限度額をお知らせしますので、次の一覧（令和5年度の金額）を参考としてください。

なお、第2区分の場合は、支給割合が第1区分の半額ですので、第1区分の限度額まで保護者が負担した場合、第2区分の限度額まで経費が支給されます。

また、「実費」は規定に基づき算定された額ですので、実際に保護者の方が負担された額とは必ずしも同じとは限りません。

なお一覧の支給限度額は、1年間在籍・在舎した場合の額ですので、「学用品・通学用品購入費」「日用品等購入費」につきましては、年度途中で転出・退学・転入等により在籍しない期間があった場合、支給限度額を月割計算します。

○ 令和5年度限度額一覧

小学部	・・・	31 ページ
中学部	・・・	32 ページ
高等部	・・・	33 ページ

○ 学校生活における就学奨励費の支給対象となる行事・物品等一覧 ・・・ 34ページ



【小学部・支給割合限度額一覧】

			学 部	支 給 割 合 ・ 限 度 額			経費の内容	学 年					
			支弁区分	1区分	2区分	3区分		1	2	3	4	5	6
② 学 校 給 食 費				実費	実費の半 額		保護者が負担する学校給食費の額	○	○	○	○	○	○
交 通 費	通学費	③ 本人	実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、IC乗車券等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。	○	○	○	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。（通学費本人経費と同様に算出する。）	○	○	○	○	○	○	
	帰省費	③ 本人	実費	実費	実費	寄宿舎居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数を乗じる。年間39往復。	○	○	○	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	○	○	○	○	○	○	
	⑧ 交 流 学 習 費			実費	実費	実費の半 額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。	○	○	○	○	○	○
	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨ 寝 具 購 入 費		実費5,510	実費の半額 2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）購入の費用。新たに入舎する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○	○	○	○
⑩ 日用品等購入費		実費 141,560	実費の半額 70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。（洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等）	○	○	○	○	○	○		
⑪ 食 費		実費 148,850	実費の半額 74,425		寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費	○	○	○	○	○	○		
修 学 旅 行 費	修学旅行費	⑫ 本人	実費 21,580	実費の半額 10,790		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	－	－	－	－	－	○	
		⑬ 付添人	実費 33,730	実費の半額 16,865		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	－	－	－	－	－	○	
	校外活動等参加費	(7) 校外活動費	⑭ 本人	実費 18,580	実費の半額 9,290		(ア)教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ)基本的生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活訓練に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○	○	○	○
		(1) 宿泊生活訓練費	⑮ 付添人	実費 27,870	実費の半額 13,935		教育計画上、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○	○	○	○
⑰ 学用品・通学用品購入費	(7) 学用品購入費		実費 11,640	実費の半額 5,820		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○	
	(1) 通学用品購入費					児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服（制服等）、靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）、服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○	○	○	○	
⑱ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費			実費 51,110	実費の半額 25,555		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・通学用品（ランドセル・リュック・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	－	－	－	－	－	
⑲ 拡大教材費			実費	実費の半 額		弱視等の小中学部の児童等が、学校が必要と認めた授業において使用する拡大教材購入の費用。	○	○	○	○	○	○	
⑳ オンライン学習通信費			実費 14,000			学校が必要と認めたオンライン学習における通信費の額（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）。	○	○	○	○	○	○	

【中学部・支給割合限度額一覧】

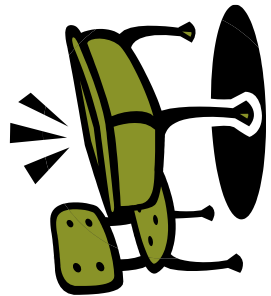
			学 部	支 給 割 合 ・ 限 度 額			経費の内容	学 年		
			支 弁 区 分	1区分	2区分	3区分		1	2	3
② 学 校 給 食 費				実費	実費の 半 額		保護者が負担する学校給食費の額	○	○	○
交 通 費	通学費	③ 本人	実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、ＩＣ乗車券等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。（通学費本人経費と同様に算出する。）	○	○	○	
	帰省費	③ 本人	実費	実費	実費	寄宿舍居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数に乗じる。年間39往復。	○	○	○	
		④ 付添人	実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	○	○	○	
	⑦ 職 場 実 習 交 通 費		実費	実費	実費の 半 額	教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合の最も経済的な通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	⑧ 交 流 学 習 費		実費	実費	実費の 半 額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨ 寝 具 購 入 費		実費 5,510	実費の半額 2,755		寄宿舍居住に伴い通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕力パー）購入の費用。新たに入舎する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○
⑩ 日 用 品 等 購 入 費		実費 141,560	実費の半額 70,780		寄宿舍居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。（洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等）	○	○	○		
⑪ 食 費		実費 148,850	実費の半額 74,425		寄宿舍で通常支給する1日3回の食事に要する経費	○	○	○		
修 学 旅 行 費	修学旅行費	⑫ 本人	実費 57,720	実費の半額 28,860		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	—	—	○	
		⑬ 付添人	実費 82,850	実費の半額 41,425		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	—	—	○	
	校外活動等参加費	(7) 校外活動費	⑭ 本人	実費 24,660	実費の半額 12,330		(ア)教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ)基本的生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活訓練に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○
		(4) 宿泊生活訓練費	⑮ 付添人	実費 36,980	実費の半額 18,490		教育計画上、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○
	⑰ 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費	(7) 学 用 品 購 入 費		実費 22,740	実費の半額 11,370		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○
(4) 通学用品購入費			児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服（制服等）、靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）、服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類 ・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。			○	○	○		
⑱ 新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費			実費 60,980	実費の半額 30,490		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・通学用品（かばん・リュック・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	—	—	
⑲ 拡 大 教 材 費			実費	実費の 半 額		弱視等の小中学部の児童等が、校長が必要と認めた授業において使用する拡大教材購入の費用。	○	○	○	
⑳ オンライン学習通信費			実費 14,000			学校が必要と認めたオンライン学習における通信費の額（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）。	○	○	○	

【高等部支給割合限度額一覧】

			学 部		支 給 割 合 ・ 限 度 額			経費の内容		学年		
			支弁区分		1区分	2区分	3区分			1	2	3
① 教科用図書購入費					実費	実費	実費	正規の手続きにより採択された教科ごとに各1種類の教科書の費用。（知的障害養護学校の保健体育は含まない。）実費は教科用図書の額	○	○	○	
② 学 校 給 食 費					実費	実費の半額		保護者が負担する学校給食費の額	○	○	○	
交 通 費	通学費	③ 本人			実費	実費	実費	もっとも経済的な通常の経路および方法により通学する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の定期乗車券の額が基本だが、プリペイドカード等より安価な方法で支給する場合もある。自家用車の場合、1日当たりの経費に出席日数を乗じる。	○	○	○	
		④ 付添人			実費	実費	実費	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。（通学費本人経費と同様に算出する。）	○	○	○	
	帰省費	③ 本人			実費	実費	実費	寄宿舎居住の児童等が、最も経済的な通常の経路および方法により帰省する場合の交通費の額。公共交通機関の場合、身体障害者手帳等による割引等利用後の額。自家用車の場合、1回当たりの経費に帰省回数に乗じる。年間39往復。	○	○	○	
		④ 付添人			実費	実費	実費	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	○	○	○	
	⑦ 職場実習交通費				実費	実費	実費の半額	教育計画に基づき、生徒が教師の指導の下に学校以外の事業所等で、職業教育のため現場（職場）実習に参加する場合の最も経済的な通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	⑧ 交 流 学 習 費				実費	実費	実費の半額	学校教育の一環として、交流学习に参加する場合の最も経済的で通常の経路による交通費の額。	○	○	○	
	寄 宿 舎 居 住 に 伴 う 経 費	⑨ 寝 具 購 入 費				実費5,510	実費の半額 2,755		寄宿舎居住に伴い通常必要とする寝具（布団・毛布・敷布・枕・枕カバー）購入の費用。新たに入舎する時及び3年以上使用し破損等により使用に支障があるもの、または使用に耐えられないと認められる場合に支給。	○	○	○
⑩ 日用品等購入費				実費 141,560	実費の半額 70,780		寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等購入の額。（洗面用品・通信用品・衣料補修用品・厚生修養品・下着類・保健衛生用品・生活必需品等）	○	○	○		
⑪ 食 費				実費 139,750	実費の半額 69,875		寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費	○	○	○		
修 学 旅 行 費	修学旅行費	⑫ 本人			実費 107,810	実費の半額 53,905		小・中・高で各1回参加する修学旅行に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。均一に負担する場合の記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料を含む。	—	○	○	
		⑬ 付添人			実費 155,760	実費の半額 77,880		肢体不自由養護学校の児童生徒、及び肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が参加する修学旅行に、校長の要請により付き添う付添人の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	—	○	○	
	校外活動等参加費	(7) 校外活動費	⑭ 本人			実費の 24,820	実費の半額 12,410		(ア)教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行われる、学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費・見学料の額。 (イ)基本的生活態度の習得と社会的適応性の向上を目的に、学校行事として実施される宿泊生活訓練に直接必要な、交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○
		(1) 宿泊生活訓練費	⑮ 付添人			実費 37,220	実費の半額 18,610		教育計画上、保護者参加の活動である場合の保護者、および「修学旅行（付添人）」の付添人に準じる者の経費のうち、付添に直接必要な交通費・宿泊費・見学料の額。	○	○	○
	⑯ 職場実習宿泊費				実費7,520	実費の半額 3,760		生徒が教師の指導の下に学校外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する場合の宿泊費の額。	○	○	○	
⑰ 学用品・通学用品購入費	(7)学用品購入費				実費 32,270	実費の半額 16,135		児童等が通常必要とする学用品購入の額。 ・ノート、筆記用具等、副読本、練習帳、辞典類、体育用スック靴、実験・実習用材料、作業衣、児童等が学用品として使用するパソコンソフト等そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる学用品 電子拡大器等を購入した場合は、50,000円まで加算される。（☆ＩＣＴ機器購入加算額） ※原則として、出席日数がない場合は支給できない。	○	○	○	
	(1)通学用品購入費							児童等が通学のため通常必要とする通学用品購入の額。 ・通学用服（制服等）、靴（夏靴・冬靴・長靴等）、雨具（雨傘・雨合羽・雨靴等）、服飾小物類（手袋・マフラー・帽子等）、コート・ジャンパー等の上着類 ・そのほか児童等の障害の状況に応じて必要と認められる通学用品 ※通学の実態がない場合は支給できない。	○	○	○	
	☆ ＩＣＴ機器購入加 算 額				実費 50,930	実費 50,930	実費 50,930	学校が学用品としてＩＣＴ機器等を必要と認め購入した場合、学用品・通学用品購入費の限度額に加算される。※日常生活上必要とするものは対象外。	○	○	○	
⑱ 新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 購 入 費					実費 60,980	実費の半額 30,490		新たに入学する児童等が通常必要とする、新入学に当たっての学用品・通学用品購入の額。 ・通学用品（かばん・リュック・手提げ袋等）、学用品購入費に例示する学用品で新入学に当たって必要なもの ※4月中に就学した新1年生のみ支給。 ※生活保護受給世帯は、生活保護の扶助と重複するため保護課と相談の上申請してください。	○	—	—	
⑳ オンライン学習通信費					実費 14,000			学校が必要と認めたオンライン学習における通信費の額（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む）。	○	○	○	

学校生活における就学奨励費の支給対象となる行事・物品等一覧

就学奨励費の対象となる行事及び代表的な物品についての該当経費は次のとおりです。
就学奨励費は保護者の方が、生徒の学生生活を送るために負担したことを確認ができた上で、限度額の範囲に基づき、支弁区分に応じて支給されます。
提出書類についても記載しましたが、提出書類が「なし」となっても、確認のため書類の提出をお願いします。その際はあらかじめ連絡します。
なお、支給対象限度額等は資料2(30～33ページ)、領収書・レシート等の提出が必要な経費の対象品目等は資料3(35～40ページ)で確認願います。



五十音	行事・物品等	就学奨励費の経費名	提出書類	説明	備考	〇＝支給対象		
						小	中	高
え	遠足でバスを利用した場合	校外活動等参加費	なし	実費の交通費が支給対象。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	教科書代	教科等図書費	委任状	委任会計となるので、4月申請書とあわせて委任状を提出。		－	－	〇
き	帰省する時にかかったバス代(交通費)	帰省費	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	寄宿舎生のみ支給。4月の申請書類と一緒に提出。記入例は別紙「記入例綴」をご覧ください※自家用車の場合は車検証のコピーを添付。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	帰省時に保護者が送迎した場合の交通費	帰省費(付添人経費)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	小学部・中学部の児童生徒、および肢体不自由養護学校高等部の生徒、肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の高等部の生徒が帰省する場合の、付添人の交通費の額。年間39往復以内。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	給食費	給食費	委任状	「委任会計」となるので、委任状を提出。委任状の記入例は別紙「記入例綴」をご覧ください。		〇	〇	〇
け	見学旅行の代金	修学旅行	なし	交通費・宿泊費・見学料・雑費(記念写真代、保険等) ※奨励費の対象となるも実費負担分を支給。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	校外活動で利用した施設の入場料	校外活動等参加費	なし	実費の交通費及び見学料が支給対象です。 ※限度額があります。また、遊興的な場所への入場料は対象外。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
こ	交流および共同学習参加のために負担した交流校までの交通費	交流および共同学習費	なし	実費の交通費が支給対象。		〇	〇	〇
	宿泊研修の代金	校外活動等参加費	なし	交通費・宿泊費・見学料・雑費(記念写真代、保険等) 遊興的な施設等への入場料は対象外。 ※奨励費の対象となるも実費負担分を支給。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
し	職場実習の交通費	職場実習交通費	「交通機関利用届」等	実費の交通費が支給対象。 ※内容によっては、書類の提出が不要な場合がある。		－	〇	〇
	施設に宿泊し職場実習を行った場合	職場実習宿泊費	領収書等	宿泊を伴う実習を行った場合、朝食と夕食が支給対象。領収書等の提出が必要。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	－	－	〇
	食事(寄宿舎で食べた分)代	寄宿舎食費	委任状	寄宿舎生のみ支給。委任会計となるので、委任状を提出。 委任状の記入例は別紙「記入例綴」をご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	実習等の道具(材料)や作業着	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は6～11ページ、該当品目は37～38ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	辞典	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は37～38ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
せ	ジャージ(体育授業用)	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は37～38ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	制服	新入学学用品・通学用品購入費	「新入学学用品・通学用品購入費」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は39～40ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	－	－	〇
	寄宿舎で洗濯するために使用する衣類用洗剤	日用品等購入費	「日用品等購入費申請書」	寄宿舎生のみ支給。申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は35～36ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
つ	通学する時にかかった定期代(交通費)	通学費(本人)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	通学生のみ支給。4月の申請書類と一緒に提出。申請書の記入例は別紙「記入例綴」をご覧ください。※自家用車の場合は車検証のコピーを添付。	※出席日数に応じて算出。	〇	〇	〇
ふ	通学するために保護者が送迎したときの保護者分の交通費	通学費(付添人経費)	「交通機関利用届」 「自家用車利用願」	小1～3までの児童、小4～高等部までの肢体不自由養護学校の児童生徒、小4～高等部までの肢体不自由養護学校以外の重度・重複障害の児童生徒が通学する場合の付添人の交通費の額。(通学費本人経費と同様に算出する。)	※出席日数に応じて算出。	〇	〇	〇
	ふとん(入学に伴い寄宿舎入所のために新たに購入したもの)	寝具購入費	「寝具購入費申請書」	新1年生の寄宿舎生のみ支給。申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は35ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇
	文具類	学用品・通学用品等購入費	「学用品・通学用品購入費申請書」	申請書と領収書・レシート等の提出が必要。 申請方法は12～17ページ、該当品目は37～38ページをご覧ください。	※支給限度額あり、学部ごとに異なる。	〇	〇	〇

実費申請 の 支給対象 品目について

原則として、支給対象となるものは、「児童生徒が令和6年度内に学校生活及び寄宿舎生活において使用するため、保護者等がその費用を負担して購入した」もので、各経費の種類に応じた内容にあったものです。

したがって、家庭でも使用するものは支給対象外となります。

購入時期は原則として令和6年4月以降に限りますが、例外として、新入学等の準備のため、4月以前にあらかじめ購入したものでも支給対象となる場合があります。

なお、この一覧は各経費の支給対象品目の一例です。一覧にあっても、経費として認められない場合もあります。また、一覧にないもので、対象となる場合もありますので、支給対象品目の判断に迷うような場合は、事務室の担当者へご相談ください。

1 寝具購入費

＜対象者＞ 小学部・中学部・高等部の
寄宿舎に入舎するため新たに寝具を購入する児童生徒の1区分・2区分

＜対象となるもの＞
寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要であるため購入した道具

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	寝具	布団・布団カバー	
		毛布、タオルケット	
		枕・枕カバー	
		シーツ	防水用も含む
		マット	
		尿もれパット（シート）	日常的に必要な場合のみ対象

2 日用品等購入費



＜対象者＞ 小学部・中学部・高等部の1区分・2区分
（寄宿舎の在舎がない場合は対象外）

＜対象となるもの＞
寄宿舎居住に伴い購入した通常必要な日用品等（洗面用雑品、通信用品、衣料補修用品、下着類、厚生修養費、保健衛生費、生活必需品、その他）

＜対象とならないもの＞
寄宿舎に居住しなくても日常生活に必要であり家庭でも通学でも使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	洗面用雑品	バスタオル	
		タオル	
		歯ブラシ	
		歯磨き粉	
		歯磨き用コップ	
		石けん	
		シャンプー・リンス	
		洗面器	

(日用品等購入費の続き)

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	通信用品	切手	
		はがき	
		封筒・便せん	
	衣料補修用品	針	
		糸	
		補修用布	
		ボタン・ファスナー	
		ネームラベル	
	下着類	パンツ	
		ブラジャー	
		Tシャツ	下着として使用するもののみ対象
		靴下	
		タイツ	
		ストッキング	
		パジャマ	
	厚生修養費	新聞	寄宿舍在舎中のみ対象
		雑誌（週刊誌・月刊誌）	寄宿舍在舎中のみ対象
		児童書・絵本	寄宿舍在舎中のみ対象
	保健衛生費	ハンカチ	
		ティッシュペーパー	
		入浴用品	
		生理用品	
		紙おむつ・紙パンツ	
		洗濯用洗剤類	
		洗濯用ネット・物干し	
		理髪代	寄宿舍在舎中のみ対象
	生活必需品その他	寄宿舍用上履き	
		財布	寄宿舍専用として使用する品物のみ対象
		コップ	
		エプロン、三角巾	
		食器・スプーン等(特殊なもの)	寄宿舍の食器等で対応できない場合のみ対象
		尿もれパット（シート）	日常的に必要な場合のみ対象
		衣装ケース	
× 支給対象外		ジャージ、トレーナー等衣類	
		化粧品	
		整髪料	
		眼鏡・コンタクトレンズ	
		時計	
		着替え用衣服	
		ベルト	
		帰省中の理髪代	
		帰省中の雑誌・新聞	
		漫画	
		布団クリーニング代	
		学用品（ノート・筆記用具・ファイル等）	
		医薬品類	

※ 「帰省中」とは、帰省のため寄宿舍を離れた時点から、寄宿舍に戻ってきた時点までを意味します。

3 学用品・通学用品購入費

ア. 学用品購入費

＜支給対象者＞ 小学部・中学部得・高等部の第1区分、第2区分

＜支給対象となるもの＞

学校での授業や日課等で必要であるため購入したもの
学校生活のために別途購入し、常時学校において使用しているもの

＜支給対象とならないもの＞

日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの



	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	学用品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体育用品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
		水着	プール学習用
		水泳帽	プール学習用
		プール用サンダル	プール学習用
		プール用バスタオル・タオル	プール学習用
		プール用ビニールバック	プール学習用
		スキー	そり・スキー学習用
		冬用帽子	そり・スキー学習用
		冬用手袋	そり・スキー学習用
	実験・実習用の材料等	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(折り紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副読本等	ワークブック	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用するものののみ対象、家庭学習用は対象外

(ア. 学用品購入費のつづき)

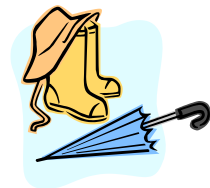
	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	その他	給食用エプロン・スモック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		上靴	
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		着替え用衣服・下着	学校に予備として置く衣服も対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		マスク	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

イ. 通学用品購入費

＜支給対象者＞ 幼稚部・小学部・中学部・高等部の第1区分、第2区分

＜支給対象となるもの＞
学校へ通学するため通学用として購入した通学用品

＜支給対象とならないもの＞
日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの



	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	通学用靴	通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		手袋・マフラー	
	上着類	ジャンパー	
		コート	
	その他	かばん・リュック	
		名札	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣類	体育・体力づくり用以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		マスク	
		補装具、車いす	
		眼鏡・補聴器等	

4 新入学児童生徒学用品・通学用品費

＜支給対象者＞ 4月中に就学した新1年生で、第1区分または第2区分
(ただし、第1区分でも生活保護受給世帯の場合は調整して支給)

＜支給対象となるもの＞
新たに入学する児童等が新入学にあたって購入した学用品・通学用品
(学用品・通学用品の内容は学用品購入費・通学用品購入費と同じ)
※購入時期は原則として新入学時期(4～5月頃をめやす)に限ります。
ただし、季節用品(通学用冬物ジャンパー・防寒具等)については購入可能な時期に
購入した場合でも申請できます。

＜支給対象とならないもの＞
新入学時期以外に購入した学用品・通学用品
(ただしそれらの学用品等は学用品購入費等で申請可能な場合があります。)
日常生活に必要であり家庭等で使用しているもの

	分類	品 名	備 考
○ 支 給 対 象	学 用 品	えんぴつ・ペン・消しゴム	
		ノート・下敷き	
		筆箱	
		クレヨン・色鉛筆	
		のり・テープ	
		はさみ・カッター	
		絵の具・筆	
	体 育 用 品	ジャージ	体育・体力づくり用のみ対象
		Tシャツ	体育・体力づくり用のみ対象
		トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象
		短パン	体育・体力づくり用のみ対象
		運動靴	
		紅白帽	
	材 実 験 ・ 作 業 衣 用 等 の	作業用長靴	
		作業用スモック・エプロン	
		作業用軍手	
		工作用材料(色紙・プラスチック板等)	
		美術用材料(スケッチブック等)	
		家庭科用材料(布・糸等)	
	副 読 本 等	ワークブック	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		辞典	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
		練習帳・学習帳	授業で使用する品物のみ対象、家庭学習用は対象外
	そ の 他 の 学 用 品	給食用エプロン・スモック	
		給食用三角巾	
		給食用ナフキン	
		給食用食器・スプーン等(特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象
		歯みがき指導用歯ブラシ・コップ	
		手洗い指導用タオル・おしぼり・ハンカチ	
		校外学習用ポーチ・リュック・さいふ	
		ネーム用シール	
		遠足用水筒・リュック	
		手作りエプロン・スモック等の材料(布・ボタン等)	

(新入学児童生徒学用品・通学用品購入費のつづき) ※新1年生のみ

	分類	品 名	備 考
○ 支給対象	上靴・通学用靴	上履き	
		通学用夏靴	
		通学用冬靴	
		通学用長靴	作業学習用の長靴は学用品対象
	雨具	傘	
		レインコート・かっぱ	
	小物類	帽子	
		冬用帽子	
		手袋・マフラー	
	上着	ジャンパー、コート	
		冬用ジャンパー、コート	
	通学その他の用品	制服に準ずるジャケット、式服（制服の代わりとして毎日着用するもの）	シャツ・ブラウス・くつした・タイツ等は対象外
		かばん・リュック・ポーチ	
		名札	
		手作り通学カバン等の材料(布・ボタン等)	
× 支給対象外		ズボン・シャツ等の衣服	体育・体力づくり用ジャージ等以外の衣服は対象外
		下着・くつした・タイツ・ベルト	
		着替え用衣服・下着	
		マスク	
		補装具	
		眼鏡・補聴器等	
		車いす	



☆五十音順 品目別 支給対象・非対象 品目早見表☆

この一覧に掲載されていても、購入時期・使用内容・購入数等によって非対象となる場合があります。

項目の略称

○請求経費の略

「日用品等」⇒「日用品等購入費」
「寝具」⇒「寝具購入費」
「学用・通学用品」⇒「学用品・通学用品購入費」
「新入学」⇒「新入学学用品・通学用品購入費」

○対象者の略

「全学年」⇒小学部・中学部・高等部の全学年
「1年」⇒小学部・中学部・高等部の新1年生（4月入学）



五十音	品名	備考	対象＝○ 非対象＝×	請求経費	寄宿舎生のみ対象	対象者	分類
あ	雨かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
い	衣装ケース		○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	糸（衣料補修用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	糸（教材）	授業等の学習材料	○	学用・通学用品		全学年	実習材料
	衣服	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	医薬品類		×				
う	上靴		○	学用・通学用品		全学年	上靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	上履き（寄宿舎用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	運動靴	体育授業用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	
え	絵の具・筆	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	エプロン・スモック（寄宿舎用）	寄宿舎での食事の際に必要と認められるとき。	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	エプロン・スモック（給食用）	給食用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	エプロン・スモック（作業・実習用）	学校の授業で使用するものに限る	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
				新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等
	エプロン・スモック（手作り）等の材料	布・ボタン等。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
お	えんぴつ・ペン		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	おしぼり（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
か	お菓子		×				
	傘	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	かっぱ	通学用	○	学用・通学用品		全学年	雨具
				新入学		1年	雨具
	カッター	授業用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	カットソー等の衣類		×				
	家庭科用材料(布・裁縫道具等)	授業・実習用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
				新入学		1年	実験・実習用の材料・作業衣等
	かばん・リュック	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の通学用品
	カバン（手作り）等の材料	通学用	○	学用・通学用品		全学年	その他の通学用品
				新入学		1年	その他の通学用品

資料4

【き～し】							
五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舍生のみ 対象	対象学年	分類
き	切手		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	巾着袋	実習用エプロン・給食用エプロン等収納用。	○	学用・通学用品 新入学	 	全学年 1年	
く	靴（通学用）	夏用・冬用	○	学用・通学用品		全学年	通学用靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	靴（上靴）		○	学用・通学用品		全学年	上靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	靴下		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	車いす		×				
	クリーニング代		×				
	クレヨン・色鉛筆	授業・学習用	○	学用・通学用品		全学年	学用品
			○	新入学		1年	学用品
	軍手（作業用）	実習・授業用	○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
け	消しゴム		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	化粧品、クリーム等		×				
こ	工作用材料(色紙・プラスチック板等)		○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料、作業衣等
	紅白帽		○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	コート	通学用	○	学用・通学用品		全学年	上着類
				新入学		1年	上着
	コップ（歯磨き用）	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	コップ（学校での歯磨き指導用）	学習指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	コンタクトレンズ		×				
さ	財布	校外学習用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	三角巾（寄宿舍用）	寄宿舍での食事の際に必要と認められるとき。	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
	三角巾（給食用）		○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	雑誌（週刊誌・月刊誌）	寄宿舍在舍中のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
	サンダル（プール用）	プール学習に必要な場合のみ	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
し	シーツ		○	日用品等	寄宿○	全学年	寝具カバー類
				寝具購入	寄宿○	全学年	寝具カバー類
	下敷き		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	下着類（学校着換用）	学校に予備として置く衣服も対象外	×				
	下着類（寄宿舍用）	寄宿舍で使用するもの	○	日用品等		全学年	下着類
				学用・通学用品		全学年	副読本等
	辞典	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	新入学		1年	副読本等
				日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	シャンプー・リンス	寄宿舍で使用するもの	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	食器・スプーン等 (寄宿舍用・特殊なもの)	寄宿舍の食器等で対応できない場合のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	生活必需品その他
				学用・通学用品		全学年	その他
	食器・スプーン等 (給食用・特殊なもの)	学校の食器等で対応できない場合のみ対象	○	新入学		1年	その他の学用品
				学用・通学用品		全学年	体育用品
	ジャージ	体育授業・体力づくり用のみ対象	○	新入学		1年	体育用品
				学用・通学用品		全学年	上着類
	ジャンパー	通学用	○	新入学		1年	上着
				日用品等		全学年	下着

資料4

【し〜と】

五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舎生 のみ対象	学年	分類
し	シャツ・ブラウス・カットソー等の衣服		×				
	ジュース（飲料用）		×				
	消臭剤・防虫剤等		×				
	新聞	寄宿舎在舎中のみ対象、帰省中は非対象。	○	日用品等	寄宿○	全学年	厚生修養費
す	水泳帽	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	水筒	遠足・校外学習用	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	スキー	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	ストッキング	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	ズボン等の衣服		×				
せ	制服に準ずるジャケット、式服	シャツ・ブラウス・くつした・タイツ等は対象外	○	新入学		1年	その他の通学用品
	生理用品	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	石けん	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗面器	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	洗濯用洗剤類	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	洗濯用ネット・物干し	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	整髪料、制汗剤		×				
そ	装具（靴・眼鏡等）		×				
た	タイツ		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	タイマー		×				
	タオルケット	寄宿舎用	○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	タオル	寄宿舎用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	タオル（手洗い指導用）	学習指導上必要と認められる場合。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	短パン	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
ち	ちりかみ		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
つ	爪切り	寄宿舎生活用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
て	ティッシュペーパー		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	Tシャツ（体育授業用）	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	Tシャツ（下着用）	下着として使用するもののみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	テープ		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	手袋（冬用・授業用）	そり・スキー学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	手袋（通学用）		○	新入学		1年	小物類
				学用・通学用品		全学年	小物類
と	道具箱	学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	時計		×				
	トレーニングパンツ	体育・体力づくり用のみ対象	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品



資料4

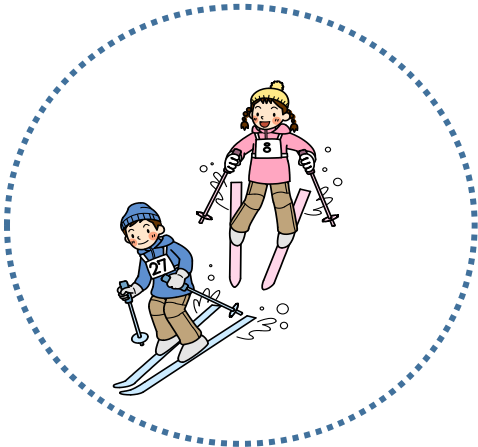
【な～ほ】

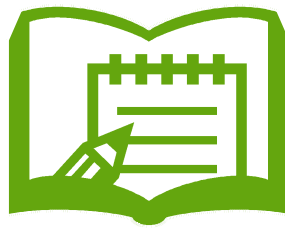
	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舍生 のみ対象	学年	分類
な	長靴（作業学習用）		○	学用・通学用品		全学年	実験・実習用の材料・作業衣等
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	長靴（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	通学用靴
				新入学		1年	上靴・通学用靴
	名札		○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の通学用品
	ナフキン（給食用）		○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	名前ラベル	布用	○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	名前シール		○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
に	入浴用品	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
の	ノート（学習用）		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	ノート（連絡帳用）		×				
は	のり		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	はがき		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
	はさみ		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	バスタオル	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バスタオル・タオル（プール学習用）	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	体育用品
	歯ブラシ（寄宿舍用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯ブラシ（歯磨き指導用）	指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	歯磨き粉	寄宿舍用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	歯磨き用コップ	寄宿舍用のみ	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	バック（ビニール製）	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	針		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	パジャマ	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
	ハンカチ（寄宿舍用）		○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	ハンカチ（手洗い指導用）	指導上必要と認められる場合のみ。	○	学用・通学用品		全学年	その他
				新入学		1年	その他の学用品
	パンツ	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類
ひ	美術用材料(スケッチブック等)		○	新入学		1年	実験・実習用の材料、作業衣等
	便せん・封筒		○	日用品等	寄宿○	全学年	通信用品
ふ	布団		○	寝具	寄宿○	全学年	寝具
	布団カバー		○	日用品等	寄宿○	全学年	寝具
				寝具	寄宿○	全学年	寝具
	布団クリーニング代		×				
	筆箱・ペンケース		○	学用・通学用品		全学年	学用品
				新入学		1年	学用品
	プール用サンダル	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	学用品
	プール用ビニールバック	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	学用品
	プール用バスタオル・タオル	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
				新入学		1年	学用品
	ブラウス等の衣類		×				
	ブラジャー		○	日用品等	寄宿○	全学年	下着類

資料4

【へ～わ】

五十音	品名	備考	対象＝○ 対象外＝×	請求経費	寄宿舍生 のみ対象	学年	分類
へ	ヘッドホン		×				
	ベルト		×				
ほ	補修用布		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	芳香剤、消臭剤等		×				
	補装具		×				
	補聴器等		×				
	ポーチ	校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	ボタン・ファスナー		○	日用品等	寄宿○	全学年	衣料補修用品
	帽子（そり・スキー授業用）		○	学用・通学用品		全学年	体育用品
	帽子（通学用）		○	学用・通学用品		全学年	小物類
			○	新入学		1年	小物類
ま	ボディソープ	寄宿舍用	○	日用品等	寄宿○	全学年	洗面用雑品
	枕、枕カバー		○	日用品等	寄宿○	全学年	その他
				寝具	寄宿○	1年	寝具
	漫画		×				
み	マフラー		○	学用・通学用品 新入学		全学年 1	小物類 小物類
め	水着	プール学習用	○	学用・通学用品		全学年	体育用品
も	眼鏡		×				
り	毛布		○	寝具	寄宿○	1年	寝具
	理髪代	寄宿舍在舎中のみ対象	○	日用品等	寄宿○	全学年	保健衛生費
	理髪代（帰省中）		×				
	リュック（通学用）	通学で使用しているもの	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
れ	リュック	遠足・校外学習用	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	その他 その他の学用品
	練習帳・学習帳	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品		全学年	副読本等
			○	新入学		1年	副読本等
	連絡帳		×				
わ	ワークブック	授業で使用するもののみ対象、家庭学習用は対象外	○	学用・通学用品 新入学		全学年 1年	副読本等 副読本等





「就学奨励費のしおり」の内容は、令和6年2月現在の制度内容をもとに掲載しています。

特別支援教育就学奨励費についてご不明な点につきましては、北海道真駒内養護学校事務室 就学奨励費担当者 までお問い合わせください。

北海道真駒内養護学校

住所 〒005-0011

北海道札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号

電話 (011)-581-1782

FAX (011)-581-1892

令和6年 2月 発行